NO.0983 P. 13

第10号様式（第58条第1項第3号）

火災原因認定書1

港北区　高田町　丁目[①]番地　号[②]から

発生した火災の原因は，電熱器[③]によるものと認定した。

平成6年12月25日

港北消防署長

消防正監　岩永則夫

調査員
職・氏名　消防士長　城所光弘

1　火災の概要

本件火災は，平成6年11月9日10時45分ころ，自宅庭先で植木の手入れをしていた[④]が，隣家の[⑦]の玄関扉周囲から白煙が出ているのを発見，不審に思った同人は，[⑦]玄手に回り確認すると，台所換気扇口及び台所窓から黒煙と炎が噴出していた。同人は，「火事だ」と叫ぶとともに，自宅にいた[⑤]に119番通報を依頼，[⑤]が自宅1階の電話により119番通報を実施した。

初期消火は実施されず，出場した消防隊の放水活動により，同日12時0.5分鎮火したものである。

この火災により，[⑥]が所有し，[⑦]が占有する，昭和[⑧]年建築の木造瓦葺きモルタル塗り2階建専用住宅，延面積[⑨]平方メートル，延面積[⑨]平方メートル1棟が全焼し，他に類焼2棟が発生した。

出火原因については，関係者の供述及び実況見分状況等から考察して，電熱器の[⑩][⑪][⑩]に着火し出火したものと推定した。

2　出火建物の判定

（1）　実況見分調書2現場の損傷に記載の通り，[④]が占有する専用住宅は，外壁のモルタル塗及び瓦葺が残存しているだけで，大部分の主要構造部が焼きして認められる。

それに比較して，西側に隣接する，[⑪]が所有する専用住宅は，[⑫]に面している東側2階部分北側が焼きして認められるが，反対側の西側部分

2008年10月 9日 12時47分　協同法律事務所

別紙Z

乙第15号証・1頁

① 「火元建物の番地」を記載している。
【条例第9条第1項第1号に該当：火元建物占有者及び所有者個人が識別される情報】

② 「火元建物の占有者の氏名」を記載している。
【条例第9条第1項第1号に該当：火元建物占有者個人が識別される情報】

③ 「出火の経過」を記載している。
【条例第9条第1項第1号に該当：火元建物占有者の発言に基づく，火元建物占有者の行動に関する情報であって，他の情報と組み合わせることにより，特定の個人が識別され又はされ得るもの】
【条例第9条第1項第6号に該当：火元建物占有者と消防の信頼関係が損なわれる情報】

④ 「火災第一発見者（類焼者）の職・氏名・年齢」を記載している。
【条例第9条第1項第1号に該当：火災発見者個人が識別される情報】

⑤ 「火災第一通報者（類焼者）の職・氏名・年齢」を記載している。
【条例第9条第1項第1号に該当：通報者個人が識別される情報】

⑥ 「火元建物の所有者の職・氏名・年齢」を記載している。
【条例第9条第1項第1号に該当：火元建物所有者個人が識別される情報】

⑦ 「火元建物の占有者の職・氏名・年齢」を記載している。
【条例第9条第1項第1号に該当：火元建物占有者個人が識別される情報】

⑧ 「火元建物の建築年」を記載している。
【条例第9条第1項第1号に該当：火元建物所有者個人の財産に関する情報であって，他の情報と組み合わせることにより，特定の個人が識別され又はされ得るもの】

⑨ 「火元建物の建物面積」記載している。
【条例第9条第1項第1号に該当：火元建物所有者個人の財産に関する情報であって，他の情報と組み合わせることにより，特定の個人が識別され又はされ得るもの】

⑩ 「出火の経過」を記載している。
【条例第9条第1項第1号に該当：火元建物占有者の発言に基づく，火元建物占有者の行動に関する情報であって，他の情報と組み合わせることにより，特定の個人が識別され又はされ得るもの】
【条例第9条第1項第6号に該当：火元建物占有者と消防の信頼関係が損なわれる情報】

⑪ 「類焼建物1の所有者の職・氏名・年齢」を記載している。
【条例第9条第1項第1号に該当：類焼建物1の所有者個人が識別される情報】

甲第13号証

2